

平成30年度

## 定期監査結果報告書（二次）

（含 公の施設の指定管理者監査結果報告書）

平成31年3月  
玉野市監査委員



玉 監 第 2 3 号  
平成 3 1 年 3 月 1 9 日

玉 野 市 長 黒 田 晋 様  
玉 野 市 議 会 議 長 氏 家 勉 様  
玉 野 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 谷 貢 様  
玉 野 市 農 業 委 員 会 会 長 齋 藤 光 暉 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男  
玉野市監査委員 伊 達 正 晃

平成 3 0 年 度 定 期 監 査 ( 二 次 ) の 結 果 に つ い て ( 報 告 )

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、平成 3 0 年度の定期監査 ( 二 次 ) を  
実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。



## 第1 監査の基準

監査は、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による審査）

## 第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。

## 第5 監査の対象、日程及び実施場所

次のとおり実施した。

実施日	監査の対象	実施場所
1月15日（火）	会計課、秘書広報課、保険年金課	第2委員会室
1月22日（火）	協働推進課、都市計画課、選挙管理委員会事務局	〃
2月5日（火）	総合政策課、人事課、土木課	第3会議室
2月12日（火）	農林水産課、税務課	〃
2月15日（金）	財政課	〃

## 第6 監査の結果及び意見

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する点も見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるよう要望する。

前回指摘した事項については、概ね改善されていた。引き続き適正で効率的な事務

の執行に努められたい。

指定管理施設については、いずれも所管部署による継続的評価が行われており、概ね良好な管理がなされていた。

以下、共通事項及び各対象別に所見を述べることとし、軽易な注意事項についてはその都度指摘し、改善するよう指導したので記述から省略した。

## < 共通事項 >

### 前渡金整理簿について

- ・ 前渡金整理簿への記載漏れが散見された。特に「公用自動車重量税」については契約管理課が、「口座振替取扱手数料」のゆうちょ銀行分については会計課がそれぞれ各課分を取りまとめているためと思われるが、財務規則上は原課で記載する必要があるため、周知徹底するよう努められたい。
- ・ 前渡金整理簿については、現金収受の該当がない職場もあるが、財務規則により各職場に備え付けるように規定（玉野市財務規則第14条第1項）されているものであるため、適切な事務処理に努められたい。また、平成30年度より前渡金整理簿の様式が変更になっているので、注意されたい。

### 支出負担行為添付文書に係る収受処理について

- ・ 収受文書と支出負担行為を同時に回覧しているものが一部見受けられた。文書の収受と補助金交付等の意思決定を含む支出負担行為とはそれぞれ別のものであるため、玉野市文書管理規定第13条に基づき収受文書の処理終了後にそれを根拠書類として支出負担行為書を起案するなど適切な事務処理に努められたい。

## ◆会計課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 運用可能な基金が少なく、また、記念競輪など一時的な資金需要への対応など、現状ではその運用が難しいとのことであるが、債券運用など他市の事例等も参考に、今後もより効果的な基金の活用に努められたい。

## ◆秘書広報課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 玉野市のホームページについて、古い記事が更新されずに放置されているものが散見される。長年、更新されないページがあれば担当課に知らせる等、運用面の工夫を

検討されたい。また、ホームページの機能が充実していても、各課の担当者が使いこなせていないことが課題であると感じられるので、各課担当職員に対するケアについても留意し運用体制を充実されたい。

#### ◆保険年金課

共通事項のほかに指摘事項なし。

#### ◆協働推進課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 財産台帳について、表紙が市民課となっていた。所管替えをしているのであれば、その旨記載事項の修正をされたい。また、現在はシステム上のみで管理をしているのであれば、紙の台帳にその旨記載し、管理状況を明らかにされたい。
- ・ 「玉野市住民活動団体による有害獣被害防止事業補助金交付要綱」について、第5条で「市長が別に定める項目」とあり、別途内規においてその項目が列挙されているものの、その内規については公表されていない。法形式上は要綱自体がすでに内規という位置づけであり、市民の権利に関わる内容であることから、本要綱内に対象費用を明記することが望ましい。
- ・ 玉野市住民活動団体による有害獣被害防止事業補助金について、農林水産課所管の「玉野市有害鳥獣防止対策事業費補助金」もあるため、市民から見ると分かりにくく、このことによる一方の補助申請を忘失し得られるべき利益の機会を逸する可能性を指摘したところ、両課において情報の共有化を行う運用形態をとっており、この懸念は払拭されている。さらに、今後は申請様式の共通化を予定しており、手続きの簡素化に継続して取り組んでいるとのことであった。

#### ◆都市計画課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 修繕工事について、同一種類の修繕を短期間に同一業者に繰り返し発注しているものが複数見受けられた。管理する物件が多く、偶発的な故障が連続して発生しているとのことであるが、可能な限りまとめて競争見積りに付すよう努められたい。
- ・ 契約書上、業務完了報告書を受け検査をした後、請求に基づき支払うこととなっているが、請求書の提出のみで毎月の支払が行なわれているものが一部見受けられた。支払に当たっては業務完了報告書を徴し精査した後に支払うよう事務処理されたい。
- ・ みやまセンターハウスの飲食施設について、斎場利用者のニーズには合致している

が、公園利用者のニーズに合致していないため、売上の機会損失を招いているものと考えられる。経営状況が使用料の納付にも支障を来している状況でもあるため、ニーズに合った商品提供が図れるような改善等、必要な助言に努められたい。

- ・ 空家対策は今後市内全域で切実な問題となってくるものと考えられる。緊急の対応が必要な状況が発生するおそれもあるため、行政代執行を始めとした各種対応方法についても研究に努められたい。
- ・ 指定管理施設「都市公園」及び「深山センターハウス」については、公益財団法人玉野市公園緑化協会が指定管理者となっており、所管部署による継続的評価により概ね良好な管理がなされていた。
- ・ 指定管理施設「宇野駅前駐輪場」については、公益社団法人玉野市観光協会が、「玉駐車場」については玉商店会駐車場協同組合が、「玉原駐車場」については玉原ニュータウンクラブが、「和田駐車場」については和田地区老人クラブ連合会が、「奥玉駐車場」については、奥玉地区連合自治会が、それぞれ指定管理者となっており、支障なく管理がなされていた。また、「宇野駅前駐車場」については、平成 29 年度まで公益社団法人玉野市観光協会が指定管理者となっており、平成 30 年度から三井不動産リアルティ中国株式会社が指定管理者となり支障なく管理がなされていた。

#### ◆選挙管理委員会事務局

共通事項のほかに指摘事項なし。

#### ◆総合政策課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ たまののお試し滞在助成金事業について、相手方への請求書提出依頼文中、請求日付を空欄で提出する旨の注意書きが添えられているものが見受けられた。請求日付は請求者において記入すべきものであることに留意し、適切な事務処理に努められたい。また、証拠書類として添付されている領収証に必要な収入印紙の貼付がないこと、発行者の施設名と印影の表示名とが一致していないことなど、領収証の記載事項に問題があるので注意されたい。
- ・ たまの版 CCRSea 関係委託業務について、高額な委託料となっているので、形式的で安易な成果物が提供されることが無いよう、進行管理や成果について慎重に業者への指導監督に努められたい。

#### ◆人事課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 人事評価研修（2日間実施）について、支出負担額（契約額）と証拠書類とに相違が見られた。誤って1日分の見積書が添付されていたとのことであり、補正のうえ今後、適切な事務処理に努められたい。

#### ◆土木課

共通事項のほかに指摘事項なし。

#### ◆農林水産課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 支出負担行為の更正について、その金額の根拠が明記されていないものが見受けられた。備考欄への記載や証拠書類の添付など、適切な事務処理に努められたい。
- ・ 入札予定価格表の金額欄に記入誤りと思われるものが見受けられた。予算を超えた価格が設定されており、実際の見積価格からも一桁大きい金額となっている。金額の確認など、チェック体制が適切に機能するよう注意されたい。
- ・ 農村環境保全活動交付金について、支払対象件数が非常に多く、また、地区ごとに独自の活動形態を認めていることから、交付金の執行状況の把握が不十分となることが懸念される。現金の支給となることから、事業の実施状況を確実に把握することに努めるとともに、より効率的かつ適切な制度となるよう改善等も検討されたい。
- ・ 有害鳥獣関連の補助制度について、協働推進課での記述のとおり、複数あるため、このことによる一方の補助申請を忘失し得られるべき利益の機会を逸する可能性を指摘したところ、両課により運用体制の整備が行われており、受付の際、的確に対応されていることを確認した。
- ・ 指定管理施設「玉野市農林水産振興センター」については、有限会社みどりの館みやまが指定管理者となっており、所管部署による継続的評価により概ね良好な管理がなされていた。

#### ◆税務課

共通事項のほかに指摘事項なし。

## ◆ 財政課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 病院事業会計への短期貸付（年度内）について、法令上短期貸付けについて利息を徴する義務はないが、独立した会計間での貸付けについては利息を徴することが望ましい。
- ・ 財政調整基金積立金について、3月末までに補正予算としての金額は確定しているが、事務処理については、出納整理期間中に支出負担行為兼支出命令書を起票し5/31までに積立を行なっている。本来は3月末までに負担行為を決定しておくべきものであることに留意されたい。
- ・ 使用料等の見直しについて、周辺他市との料金差が大きいと、名義貸しの増加など利用実態にゆがみが生じるおそれもあるため金額設定には充分精査のうえ適正水準の検証に努められたい。
- ・ 公会計制度については、多額の委託料をかけていることもあり、今後の活用方法について、さらなる検討に努められたい。